

永久保存版 勘定科目 完全ガイド

Powered by
クラウド会計ソフトfree(フリー)



Index

永久保存版勘定科目完全ガイド

- | | |
|--------------------------------|--------|
| 1. まずはこれだけ！頻出勘定科目 6 選 | P3-6 |
| 2. 税務署に目をつけられやすい勘定科目 7 選 | P7-11 |
| 3. 勘定科目に関する疑問を全て解決！
勘定科目大辞典 | P12-82 |
| ① 資産 | P13-26 |
| ② 負債 | P27-30 |
| ③ 純資産 | P31-32 |
| ④ 収益 | P32-34 |
| ⑤ 費用 | P34-52 |
| ケース別勘定科目まとめ | P53-82 |

1-1 まずはこれだけ！頻出勘定科目 6 選

決算書を作るにあたってどうしてもつまずいてしまうのが「会計記録にあたって、どの勘定科目を使えばいいのか」。今回は、簿記のややこしい知識を覚えなくて切り抜ける方法をお伝えします。

1) 勘定科目とは「事業の取引の性質を表す項目」

The screenshot shows a transaction entry form. At the top, it says '楽天カード' (Rakuten Card). Below that, the date is '2013-12-19', the amount is '-105', and the content is 'セブン-イレブン'. There are buttons for 'カンタン登録' (Simple Registration), '入出金予定にマップ' (Map to In/Out Balance Forecast), '口座振替・カード引落し' (Direct Debit/Card Payment), and '詳細登録' (Detailed Registration). The main form has columns for '勘定科目*' (Account), '税区分*' (Tax Category), '摘要タグ (品目・取引先等)' (Summary Tag), and '備考' (Remarks). The '勘定科目*' field has '消耗品費' selected. The '税区分*' field has '課対仕入' selected. The '摘要タグ' field has 'タグを追加' (Add Tag) written in it.

事業の取引を記録するとき、その取引の「性質」をあらわす項目名のことを「勘定科目」といいます。簿記会計の世界では、「仕訳」という取引を記録するときにはこの「勘定科目」を必ず使います。具体的には、こういった用途で取引が発生したのか、たとえば

- ・「得意先を接待したのか？」
- ・「業務用の備品を買ったのか？」
- ・「売上を上げたのか？」

などについて、「勘定科目」の名前でわかるように記録しておくのです。上記のように売上が上がったなら、その勘定科目は、「売上」ですね。

1-2 まずはこれだけ！頻出勘定科目 6 選

会計取引を記録する「仕訳」では、以下の項目を記録することが必須となります。

- ・「日付」(いつ取引が起きたのか)
- ・「勘定科目」(どんな取引が起きたのか)
- ・「金額」(いくら取引が起きたのか)

その他「摘要欄」といって、メモ欄のように取引の内容を書き残しておくことがあります。この情報は必須ではありませんが、書いておくほうがあとから探しやすいため通常は記録しておきます。

2) すべての勘定科目や簿記の体系を覚える必要はない

さて、個人事業主や法人の代表であるみなさんが行う確定申告では、申告する所得の基礎を表現する青色申告決算書（または収支内訳書）を作る必要があります。これらの決算書類を作成するにあたっては、「記帳」と呼ばれる作業によって日々の取引をすべて記録したデータが必要になります。

「記帳」作業にあたっては、すべての取引を記録しなければいけないわけですが、このときに「勘定科目」をどれかに決めないと記録(入力)ができないことがあります。どの勘定科目にするか迷っているうちに作業が滞ってしまい、決算書類の作成も遅れてしまうため非常に非効率なことになります。

1-3 まずはこれだけ！頻出勘定科目 6 選

でもちょっと待ってください。みなさんは事業をやっていたとしても必ずしも経理の専門家であるわけではないので、すべての勘定科目や簿記の体系を覚える必要はないはずです。少なくとも取引の記録をするときに、どの科目がどういう意味なのか「だいたい」わかっているだけで決算書の作成や申告作業には支障がないはずですよ。

3) まずはこれだけは覚よう！頻出勘定科目 6 選

そこで、簿記の知識を一生懸命覚えなくても、最低限この勘定科目の意味だけ「だいたい」わかっているだけで作業ができるものを知っておきましょう。ここでは「青色申告決算書」でよく使われる科目について紹介します。

租税公課

税金の支払に関係ありそうなときはこれ。自動車税や固定資産税以外に、印紙の購入などにも使います。

接待交際費

事業に関係のある飲み食いをしたときはこれ。ただし個人的なものは除かないといけません。

通信費

広く通信のやりとりをしたときはこれ使います。電話料や郵便ハガキ代や切手代以外に、携帯電話の通信通話料もこれを使います。

消耗品費

文房具や備品など、事業に必要なもの(1年以内に使い切りそうなもの)をこまごまと買ったときにはこれ。ただし購入金額が10万円未満のものに限ります。

1-4 まずはこれだけ！頻出勘定科目 6 選

減価償却費

購入金額が 10 万円を超えるような高額な備品を買ったらこれ。年度末に減価償却という処理をしてその年に使った分を経費にします。具体的には「購入した金額 ÷ 使う年数」で計算します。

福利厚生費

自分（や一緒に仕事している家族や従業員）にごほうびするときはこれ。懇親会や食事会などで使えますが、一般的に個人事業主は法人に比べると経費として認められにくいのでなんでもかんでも福利厚生費にするのは避けた方が安全です。

これ以外に、個人事業主であれば覚えておいて損はしない勘定科目があります。「事業主貸」と「事業主借」の 2 つです。これらは「個人としての自分」と「事業主としての自分」の間でお金の貸し借りに使います。

- 自分で立て替えたなら事業主借（自分から借りた）
- 預金を引き出したなら事業主貸（自分に貸した）

と覚えておきましょう。先ほど紹介した経費科目は、たいていの場合個人で立て替えるので対応する勘定科目は「事業主借」です。

たとえば個人で事務用品を購入した場合、仕訳であらわすと

- (借方) 消耗品費 100 (貸方) 事業主借 100
- と記録します。

仕訳はたくさん覚えるのではなく、このようなパターンをいくつか知っていれば大丈夫です。

2-1 税務署に目をつけられやすい勘定科目 7 選

決算書を作る途中で悩んでしまう「勘定科目」。作るには作ったけれど「勘定科目が合っているかどうかわからない」「税務署に目を付けられたらどうしよう…」そんな不安を抱える方も多いと思います。

そんな方に向けて、ここでは「税務署に目をつけられやすい勘定科目」について解説します。

1) 年度末をまたがる取引（「売上」「仕入」）

課税当局（税務署）としては申告される「課税所得」が多ければ税収が増えるので、「課税所得」をより小さく見せるような数字には敏感に反応します。この「課税所得」は、収益と費用の差額である「利益」に連動します。

たとえば取引が年度末(12月)をまたぐ場合には

- 売上をより小さく見せる
- 仕入をより大きく見せる

ことで「課税所得」が小さくなります。その結果、納める税金が少なくなりますが、税務署に対して

- 「売上を翌年度に持ち越してないか？」
- 「仕入を当年度に押し込めてないか？」

といった疑念を生じさせる要因になりかねません。実態どおりであればなんら問題ではありませんが、意図的に数字を動かすような記録はしてはいけません。

2-2 税務署に目をつけられやすい勘定科目 7 選

青色申告事業者が作成する「青色申告決算書」では、「売上」と「仕入」について毎月の内訳を記入することになります。集計された数字が

- 12月の「売上」の金額が急に小さくなっている
- 12月の「仕入」の金額が急に大きくなっている

という内容になっていたら要注意です。取引の実態どおりに記録して、年度末をまたがる取引については「未収」「未払」の処理を正しく行いましょう。

2) 高額な備品の購入（「減価償却費」）

一点あたりの購入金額が10万円以上の高額な備品を買った場合は、全額をその年度の経費にするのではなく、その後何年かにわたって経費を負担させるように計算します。これを「減価償却」といいます。

固定資産の減価償却の処理は、購入金額によって次の3つのパターンに分けられます。

- 10万円未満（または使用期間1年未満）：
全額をその年度の経費にする（少額減価償却資産）
- 10万円以上20万円未満：3年かけて経費にする（一括償却資産）
- 20万円以上：耐用年数にもとづいて減価償却を行う（減価償却資産）

※なお、中小企業者（資本金が一億円未満の法人）及び個人事業主については「購入金額が30万円を下回る固定資産については、ある一定の要件を満たせば全額をその年度の経費にすることができる」という税制上の優遇措置があります。

2-3 税務署に目をつけられやすい勘定科目 7 選

逆に考えると、「20万円以上の固定資産」について全額経費計上しては当然まずいこととなります。青色申告決算書では「減価償却の計算」というシートを作りますが、ここで20万円以上の固定資産について、ルールどおりに減価償却費を計算しているかどうか再度確認しておきましょう。

「めんどうだから全部経費にしておこうか…」と考えると、後で痛い目に遭います。

なお、固定資産の減価償却費は「購入した一点ごとに」計算しますので注意しましょう。また、税込・税抜経理によっても償却方法が異なります。

たとえば、税抜経理を選択している場合、次のような扱いになります。

- 税抜 98,000 円→全額をその年度の経費にする
- 税抜 100,000 円→3年かけて経費にする

税込経理を行っている場合は、税込の取得金額が30万円未満の場合はその年度の経費にすることができます。

2-4 税務署に目をつけられやすい勘定科目 7 選

3) 個人的な飲食代（「福利厚生費」「交際費」）

「福利厚生費」は個人事業主の方自身や、一緒に仕事している家族や従業員に飲食代を負担したりしたときに使う勘定科目です。

「交際費」は、取引先などに接待や供応をしたときに使う勘定科目です。どちらも必要な経費を記録するための勘定科目ですが、使いすぎると税務署に目をつけられてしまいます。

領収書を集計しているときに「事業に関係しない個人的な飲食代」が混ざっているようであれば、決算書を作るときには除外しておきましょう。たとえば「交際費」として計上しているものであれば

「誰と行ったのか？」

「人数と金額がアンバランスになっていないか？」

などが目をつけられやすいので注意してください。

2-5 税務署に目をつけられやすい勘定科目 7 選

4) 自宅を事業所として利用している（「水道光熱費」「地代家賃」）

個人事業主の方であれば、自宅を仕事場にしている方も多いと思います。その場合、支払っている家賃や電気料金・水道料金などの諸経費の一部を経費に計上することが認められます。

確定申告では「家事按分」という処理でこの経費計上の処理を行いますが、このときの「事業」と「家事」の割合は、現実的な数字を設定する必要があります。

たとえば「家賃」であれば、床面積の割合などで「事業関連費」と「家事関連費」に按分します。仕事専用部屋があるならば、その面積をもとに「事業関連費」の割合を出します。

「水道光熱費」については、「家事関連費」の割合を厳密に出すのが難しいのですが、一般的には「事業関連費」は総額の 10-20% 以内とします。

「いや、自分は風呂もトイレも 100% 仕事のために使ってるよ！」と仮に主張しても、税務署には怒られるだけです。気をつけましょう。

5) 勘定科目で目をつけられないようにしよう

特に目をつけられやすい勘定科目について紹介してきましたが、いかがでしょうか？

今回のケースに限らず、税務署にいたずらに目をつけられて困ったことにならないようにするためには「正直に記録する」のが一番の近道です。

3-1 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

個人事業主や法人経営者、経理担当者にとって「勘定科目がわからない」ってこと多いのではないのでしょうか？今回は、そんな皆様が確定申告や記帳がスムーズに終わられるように、勘定科目大辞典を用意しました。

勘定科目がわからなくなったときに是非ご活用ください。

1) 勘定科目に決まりはない

個人事業主や法人の代表として、記帳していく上で、勘定科目を気にしすぎる必要はありません。下述の5分類さえ外していなければ、問題ありません。あとは、記帳していてわからなくなったときに、調べながら進めていけば、問題ありません。

2) 勘定科目は5つに分類される

まずは、勘定科目の大まかな解説です。

勘定科目は、沢山あって、複雑に思えますが、以下の5つに大きく分類することができます。

資産	負債
	純資産
費用	収入

3-2

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

- 資産…企業が持っている財産です。具体的には、現金、売掛金、建物などです。
- 負債…企業が負っている債務です。具体的には、借入金、買掛金などです。
- 純資産…資産から負債を引いたものです。
- 収益…売上などの収入のことです。
- 費用…収益を得るためにかかるお金のことです。

3) 勘定科目大辞典

メジャーな勘定科目を解説しました。

「この勘定科目どういうときに使うんだ？」

「この勘定科目の意味はなんだっけ？」

といったときに、ご活用下さい。

① 資産

現金・預金

現金

金庫内のお金やレジ金などは「現金」になる

金庫内やレジのお金などは、現金になります。一般的には、盗難や紛失のおそれがあるため、会社では必要最低限の現金を保管して、支払は振込などで行います。しかし、日常的な少額の支払いのため、ある程度の現金は手元に置いておく必要もあります。

そのため、少額資金を現金勘定とは区別して小口現金を使う場合もあります。実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

3-3

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

よくある現金一覧

- 金庫内の現金（小口現金）
- レジ金
- 郵便小為替 など

当座預金

小切手は「当座預金」になる

金融機関と当座預金契約を締結して開設した口座は、当座預金になります。当座預金の場合、金利は無利息となりますが、預金保険制度で全額保護されます。預金を引き出す場合は小切手を使用します。実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある当座預金の取引一覧

- 現金の当座預金口座預入による入金
- 当座預金への振入による入金
- 他人振出小切手の入金
- 取立依頼手形の入金
- 受取手形の手形割引実行による入金
- 他の預金口座からの振り替えによる入金
- 自己振出小切手の決済
- 支払手形の決済
- 振込代金の振り替え
- 小切手による店頭での払い出し
- 借入金利息、割引料の自動引き落とし
- 他の預金口座への振り替え など

普通預金

金融機関の普通口座・総合口座は「普通預金」になる

金融機関で開設した普通口座、総合口座は、普通預金になります。比較的簡単に開設でき、預入金利がつくのが特徴です。実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

3-4 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

定期預金

金融機関の定期預金口座は「定期預金」になる

金融機関で開設した定期預金口座は、定期預金になります。一般的には、満期まで払い出しができません。普通預金よりも金利が高いのが特徴です。3カ月・6カ月・1年～10年など、満期までの期間が長いほど、金利は高くなります。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

現金過不足金

現金が合わない場合の一時的な勘定科目は「現金過不足」になる

金庫などの現金が合わない場合は一時的に現金過不足で処理します。決算までに原因が判明した場合には、現金過不足勘定から正しい処理科目へと振り替え処理を行います。

原因が判明しない場合には、決算時に雑損または雑益に振り替え処理をします。

手形

支払手形

販売目的の商品や材料を手形で購入したときの債務は「支払手形」になる

主たる営業活動である商品や材料などを手形で購入した債務は、支払手形になります。掛けで購入した場合は、買掛金で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

受取手形

手形で売上が発生したときは「受取手形」になる

主たる営業活動である商品・製品の販売やサービス（役務）の提供などにより、発生した収益・収入のうち、手形取引で発生した債権は受取手形になります。なお、主たる営業活動以外で発生したものは、未収金で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

3-5 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

貸倒引当金

将来の債権回収不能に備える勘定科目は「貸倒引当金」になる
売掛金など、将来の債権回収不能に備える場合は、貸倒引当金で処理します。決算
期末（決算日）に、受取手形、売掛金、貸付金などの将来の金銭債権の貸倒れに備え、
来期以降における債権回収不能の見込み額を費用として計上するための勘定科目を
いいます。

有価証券

有価証券

株式などを取得した場合の勘定科目は「有価証券」になる
証券会社などで株式を取得した場合の勘定科目は有価証券で処理します。

よくある有価証券一覧

- 株券
- 債券
- 国債
- 地方債
- 社債
- 投資信託等 など

棚卸資産

商品

販売することを目的として、
外部の取引先から仕入れた物の勘定科目は「商品」になる
販売することを目的として、外部の取引先から仕入れた物ときは商品で処理します。
分記法（商品勘定分記法）で、商品の売買取引を仕訳するのに、商品勘定を用います。

3-6

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

貯蔵品

未使用の切手などの勘定科目は「貯蔵品」になる

決算時に、未使用の切手などがあるときは貯蔵品で処理します。

少額の場合は、経費の勘定科目で処理しても構わないとされています。

他流動資産

立替金

会社が立て替えて支払ったお金は「立替金」になる

会社が、従業員や役員、取引先等のために立て替えて支払ったお金は、立替金になります。

後日、返済される予定なので資産勘定になります。

給与で従業員が負担すべき社会保険料の支払いなどで使用します。

未収金

本来の営業活動以外の取引から生じた

未回収金額は「未収金」になる

有価証券や固定資産の売却など、本来の営業活動以外の取引から生じた未回収金額は未収金で処理します。反対に、本来の営業活動の取引から生じた未回収金額は、売掛金で処理します。未収入金勘定で処理する場合があります。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

短期貸付金

返済期間1年未満の貸付金は「短期貸付金」になる

決算日の翌日から起算して1年以内に支払期限の到来する貸付金は、短期貸付金になります。なお、返済期限が1年を超えるものは長期貸付金で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある借入先一覧

- ・福利厚生などのマイホームや傷病、葬祭時の貸付金
- ・下請け会社への運転資金 など

3-7

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

未収収益

当期にサービスなどを提供しているが、まだ料金を受け取っていない場合の勘定科目は「未収収益」になる
すでにサービスなどを提供しているが、まだ料金を受け取っていない場合は未収収益で処理します。

よくある未収収益一覧

- 貸付金利息の未収額
- 家賃・地代の未収額
- 受取手数料の未収額 など

前払費用

支払っているが、当期にサービスなどをまだ受けていない場合の勘定科目は「前払費用」になる
すでにサービスなどを提供しているが、まだ料金を受け取っていない場合は未収収益で処理します。

よくある前払費用一覧

- 前払いの生命保険料、損害保険料、火災保険料
- 前払いの借入金利息
- 前払いの事務所などの家賃・駐車場代などの地代
- 前払いのリース料
- 前払いの保証料 など

仮払金

相手勘定科目や金額が未確定の場合に使用する勘定科目は「仮払金」になる

相手勘定科目や金額が未確定の場合に一時的に使用する仮の勘定科目は仮払金で処理します。相手勘定科目や金額が確定したら、本来の勘定科目へ振り替えるなど精算処理を行います。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

3-8

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

仮払消費税

仕入時などに消費税を支払ったときの
勘定科目は「仮払消費税」になる

税抜処理方式を採用している場合、仕入時などに消費税を支払ったときは仮払消費税で処理します。なお、税込処理方式を採用している場合には使用しません。

有形固定資産

建物

建物を取得したときの勘定科目は「建物」になる

事務所や店舗などの建物を取得した場合の勘定科目は建物で処理します。取得にかかった登記費用や仲介手数料などの金額も含めます。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある建物一覧

- ・事務所・営業所
- ・店舗
- ・工場
- ・車庫
- ・社宅
- ・倉庫 など

構築物

看板や塀を取得したときの勘定科目は「構築物」になる

看板や塀などの、建物と建物附属設備以外の土地の上に定着した建造物、土木設備、工作物の勘定科目は構築物で処理します。取得にかかった諸費用などの金額も含めます。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

3-9

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

よくある構築物一覧

- ・貯水池
- ・上下水道
- ・煙突
- ・軌道
- ・坑道
- ・鉄塔
- ・広告塔
- ・看板
- ・ドック
- ・栈橋（さん橋）
- ・競技場
- ・庭園や花壇などの緑化設備
- ・塀（へい）
- ・舗装道路
- ・アスファルトや砂利による舗装道路
- ・路面
- ・トンネル など

機械装置

機械などを取得したときの勘定科目は「機械装置」になる

工場で使用する機械など営業の目的のため使用しているものを取得した場合の勘定科目は機械装置で処理します。取得にかかった諸費用などの金額も含めます。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある機械装置一覧

- ・ブルドーザー
- ・ベルトコンベヤー
- ・パワーショベル
- ・醸成などで使用される貯蔵槽 など

3-10 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

車両運搬具

自動車を取得したときの勘定科目は「車両運搬具」になる
社用車などの自動車を取得した場合の勘定科目は車両運搬具で処理します。
取得にかかった諸費用などの金額も含めます。
実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある車両運搬具一覧

- 自動車（普通乗用車）
- トラック
- オートバイ
- バス
- フォークリフト
- クレーン車
- 台車
- トロッコ
- 鉄道車両 など

工具器具備品

工場や事務所などで使用する備品を取得したときの
勘定科目は「工具器具備品」になる
工場などで使用する工具、事務所などで使用する器具や備品を取得した場合の勘定
科目は工具器具備品で処理します。
取得にかかった諸費用などの金額も含めます。
実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある工具一覧

- 取付工具
- メーターなど測定検査工具
- 切削工具
- 治具
- 金型
- レンチ、スパナその他加工工具 など

3-11 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

よくある器具备品一覧

- ・事務机、椅子、応接セットなどの家具
- ・キャビネット
- ・パソコン
- ・コピー機（複写機）
- ・FAX（ファックス）
- ・電話設備などの通信機器
- ・エアコン
- ・テレビ
- ・冷蔵庫
- ・時計
- ・カーテン、じゅうたん
- ・観賞用の植物・動物
- ・自動販売機
- ・その他オフィスで使用する家庭用品、理容・美容機器、医療機器、
 娯楽・スポーツ 用品
- ・書画・骨董（骨とう こっとう） など

減価償却累計額

減価償却費を固定資産から直接控除しないための
勘定科目は「減価償却累計額」になる

減価償却費を固定資産から直接控除しないときは減価償却累計額で処理します。減価償却費を直接固定資産から控除する方法は直接法と呼ばれ、減価償却費を累積させて表示（減価償却累計額を使用）する方法は間接法と呼ばれます。間接法では、固定資産から減価償却累計額を引いた金額が、固定資産の帳簿価額となります。

3-12

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

一括償却資産

取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の資産を取得したときの勘定科目は「一括償却資産」になる

取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の資産を取得した場合の勘定科目は一括償却資産で処理します。これは、税法上、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については、通常の減価償却の方法とは異なり、その資産の合計額を一括して、3年間で均等償却できるというものです。

そのため、他の固定資産を分ける場合に使用します。取得にかかった諸費用などの金額も含めます。また、使用可能期間が 1 年未満のもの、または、1 個もしくは 1 組の取得価額が 10 万円のものを少額減価償却資産で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

土地

事業のために土地を取得したときの勘定科目は「土地」になる

事務所や店舗、工場などの事業のために土地を取得した場合の勘定科目は土地で処理します。未使用の土地も含めます。また、投資や販売目的の土地は販売用不動産、投資その他の資産などで処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある土地一覧

- 事務所、工場、店舗、社宅などの営業目的で使用される建物の敷地
- 駐車場
- 資材置き場
- 運動場
- 農園 など

無形固定資産

無形資産

権利などを取得した場合の勘定科目は「無形資産」になる

敷金や営業権などの権利を取得した場合の勘定科目は無形資産で処理します。

3-13 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

よくある無形資産一覧

- ・電話加入権
- ・施設利用権
- ・工業所有権
- ・特許権
- ・実用新案権
- ・商標権
- ・意匠権
- ・営業権
- ・借地権 など

敷金・保証金

賃貸借契約に基づき解約時に返還される資金を支出したときの勘定科目は「敷金・保証金」になる

賃貸借契約に基づき、解約時に返還される資金を支払った場合の勘定科目は敷金・保証金で処理します。原則として解約時に全額返還されますが、損害等があれば一部差し引いて返金されます。

また、契約により、敷引きなどその一部が返済されない旨の定めがある場合もあります。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

その他投資

出資金

株式会社以外の会社の出資持分を取得した場合の勘定科目は「出資金」になる

商工会議所への出資など株式会社以外の会社の出資持分を取得した場合の勘定科目は出資金で処理します。株式会社以外の会社や組合には、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、信用金庫、信用組合、協同組合、匿名組合、その他民法上の法人などがあります。

3-14 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

よくある出資金一覧

- 商工会議所への出資
- ゴルフ会員権
- 各種クラブへの入会金 など

保険積立金

解約時などに受け取れる積立部分がある保険料を支払った場合の勘定科目は「保険積立金」になる

逓増定期保険など解約時に受け取れる積立部分がある保険の保険料を支払った場合の勘定科目は保険積立金で処理します。一般に、保険には、死亡等により受け取る掛捨ての保険部分と、満期等により受け取る積立ての貯蓄部分があります。このうち、積立ての貯蓄部分については、保険積立金、掛け捨て部分については保険料で処理します。

長期貸付金

返済期間 1 年超の貸付金は「長期貸付金」になる

決算日の翌日から起算して 1 年超に支払期限の到来する貸付金は、長期貸付金になります。

なお、返済期間が 1 年以下のものは短期貸付金で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

長期前払費用

決算期の翌日から 1 年を超えて費用化される前払費用の勘定科目は「長期前払費用」になる

すでに料金を支払っているが、当期にサービスなどをまだ受けていない前払費用のうち、決算期の翌日から 1 年を超えて費用化されるものは長期前払費用で処理します。

よくある長期前払費用一覧

- 長期契約の損害保険料を一括払いする場合
- 2 年以上の賃貸借契約を締結して地代・家賃やリース料を前払いする場合 など

3-15 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

創立費

会社の設立登記までに支払った場合の勘定科目は「創立費」になる
会社の設立登記までに支払った場合は創立費で処理します。この場合には、会社の設立のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却をしなければなりません。ただし、税法上は任意償却であり、設立年度に全額償却することもできます。

よくある出資金一覧

- ・定款その他諸規則の作成費用
- ・株主募集のための広告費用
- ・株式申込証、目論見書などの印刷費用
- ・創立事務所の賃借料
- ・発起人への報酬
- ・設立事務に使用する使用人の給与
- ・証券会社など金融機関の取扱い手数料
- ・創立総会の費用
- ・設立登記の登録免許税 など

開業費

会社の設立後、営業開始までに支払った場合の
勘定科目は「開業費」になる

会社の設立後、営業開始までに支払った場合は開業費で処理します。ただし、備品や敷金などの資産はそれぞれの勘定科目で処理します。

よくある長期前払費用一覧

- ・土地建物などの賃借料
- ・通信費
- ・事務用消耗品費
- ・使用人の給料
- ・発起人への報酬
- ・保険料
- ・電気・ガス・水道代
- ・印鑑や名刺の作成費用
- ・チラシなどの広告宣伝費 など

3-16 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

② 負債

仕入債務

買掛金

販売目的の商品や材料を掛けて購入したときの
債務は「買掛金」になる

主たる営業活動である商品や材料の購入など、掛け取引により発生した債務は、買掛金になります。なお、主たる営業活動以外で発生したものは、未払金勘定科目で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

支払手形

販売目的の商品や材料を手形で購入したときの
債務は「支払手形」になる

主たる営業活動である商品や材料などを手形で購入した債務は、支払手形になります。掛けて購入した場合は、買掛金で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

他流動負債

短期借入金

返済期間1年未満の借入金は「短期借入金」になる

決算日の翌日から起算して1年以内に支払期限の到来する借入金は、短期借入金になります。

なお、返済期限が1年を超えるものは長期借入金で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

3-17 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

よくある借入先一覧

- ・銀行などの金融機関
- ・得意先・取引先
- ・役員など企業内部の者
- ・親会社 など

未払金

本来の営業活動以外の取引から生じた金銭債務は「未払金」になる
有価証券や固定資産の購入など、本来の営業活動以外の取引から生じた金銭債務は未払金で処理します。反対に、本来の営業活動の取引から生じた金銭債務は、買掛金で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

未払法人税等

決算時に、納付すべき法人税をまだ支払っていない場合の
勘定科目は「未払法人税等」になる

決算時に、納付すべき法人税をまだ支払っていない場合は未払法人税等で処理します。なお、法人税の還付を受けることになるとときには、未収法人税等を使用して処理をします。

未払消費税等

決算時に、納付すべき消費税をまだ支払っていない場合の
勘定科目は「未払消費税等」になる

決算時に、納付すべき消費税をまだ支払っていない場合は未払消費税等で処理します。決算において、税抜方式を採用している場合、仮受消費税の金額の方が仮払消費税の金額の方より大きいため、消費税を納付すべきときに使用します。なお、仮払消費税の金額の方が大きく、消費税の還付を受けることになるとときには、未収消費税科目を使用して処理をします。

未払費用

当期にサービスなどを受けたが、まだ料金を支払っていない場合の
勘定科目は「未払費用」になる

すでにサービスなどを受けたが、まだ料金を支払っていない場合は未払費用で処理します。

3-18 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

よくある未払費用一覧

- ・給料・賃金の未払額で支払期日未到来のもの
- ・家賃・地代の未払額で支払期日未到来のもの
- ・水道光熱費の未払額で支払期日未到来のもの
- ・リース料の未払額で支払期日未到来のもの
- ・賃借料の未払額で支払期日未到来のもの
- ・保険料（社会保険料など）の未払額で支払期日未到来のもの
- ・借入金の支払利息の未払額で支払期日未到来のもの など

預り金

従業員が負担すべき社会保険料は「預り金」になる

厚生年金や健康保険など従業員が負担すべき社会保険料は、預り金になります。会社が負担すべき部分は、法定福利費で処理します。厚生年金や健康保険は会社と従業員で折半、雇用保険は会社が一定額負担となります。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

仮受金

相手勘定科目や金額が未確定の場合に

現金を受け入れたときの勘定科目は「仮受金」になる

現金を受け入れたとき、相手勘定科目や金額が未確定の場合に一時的に使用する仮の勘定科目は仮受金で処理します。相手勘定科目や金額が確定したら、本来の勘定科目へ振り替えるなど精算処理を行います。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

前受金

内金や手付金を受け取ったときの勘定科目は「前受金」になる

商品や原材料の売上や外注加工の受注の際に受け取った内金、手付金を、商品の引き渡し等を行うまで一時的に前受金で処理します。商品やサービスの提供を行った場合には、前受金勘定から正しい処理科目へと振り替え処理を行います。

3-19

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

前受収益

料金を受け取っているが、当期にサービスなどをまだ提供していない場合の勘定科目は「前受収益」になる
すでに料金を受け取っているが、当期にサービスなどをまだ提供していない場合は前受収益で処理します。

よくある前受収益一覧

- 未経過の受取利息
- 未経過の受取家賃・地代
- 未経過の受取手数料 など

仮受消費税

売上時などに消費税を受け取ったときの勘定科目は「仮受消費税」になる

税抜処理方式を採用している場合、売上時などに消費税を受け取ったときは仮受消費税で処理します。なお、税込処理方式を採用している場合には使用しません。

固定負債

長期借入金

返済期間1年超の借入金は「長期借入金」になる

決算日の翌日から起算して1年超に支払期限の到来する借入金は、長期借入金になります。なお、返済期限が1年以内のものは短期借入金で処理します。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある借入先一覧

- 銀行などの金融機関
- 得意先・取引先
- 役員など企業内部の者
- 親会社 など

③ 純資産

資本金

会社設立時や増資時にお金を払込んだときの
勘定科目は「資本金」になる

株主（出資者）による会社設立時や増資時の資金を払込んだ（出資）ときの金額のうち、会社法で定められた法定資本の額は資本金で処理します。出資するものは現金だけではなく、パソコン、不動産、車、債券や有価証券などお金以外の物による現物出資も含まれます。

資本準備金

株主から払い込まれた金額のうち資本金に組み入れられなかった
部分の勘定科目は「資本準備金」になる

株主（出資者）から払い込まれた金額のうち、資本金に組み入れられなかった部分は、資本準備金という勘定科目になります。資本準備金にできる金額は会社法で定められています。

利益準備金

株式配当をするときに積み立てなくてはいけない
お金の勘定科目は「利益準備金」になる

株主に対して剰余金の配当を行う場合、利益準備金と資本準備金の合計額で資本金の1/4を超えるまで、配当の10分の1以上を積み立てないと定められています。この積み立てなくてはいけないお金が利益準備金です。

繰越利益剰余金

株主総会で処分内容を決定する利益の
勘定科目は「繰越利益剰余金」

株主総会で処分内容を決定する利益の勘定科目は、繰越利益剰余金です。
株主総会で、株主配当、役員賞与、利益準備金などに処分の方法が決定します。
その上で留保すると決定された額は繰越利益剰余金のままで、翌期に繰り越します。

3-21 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

事業主貸

事業資金を個人としてのお金として使用したときは「事業主貸」になる
 個人事業主の経理において、事業資金を個人としてのお金として使用した場合に事業主貸で処理します。反対に、個人としてのお金を事業資金として使用した場合には、事業主借で処理します。事業主貸は個人事業主の場合に使用し、法人では使用しません。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

事業主借

個人としてのお金を事業資金として使用したときは「事業主借」になる
 個人事業主の経理において、個人としてのお金を事業資金として使用した場合に事業主借で処理します。反対に、個人事業主のお金を個人のお金として使用した場合には、事業主貸で処理します。事業主借は個人事業主の場合に使用し、法人では使用しません。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

元入金

個人事業主が事業開始時にお金を払込んだときの
 勘定科目は「元入金」になる

個人事業主が事業開始時にお金を払込んだときの金額は元入金で処理します。元入金は、会社の資本金と異なり、毎年その金額が変わることに注意が必要です。次年度の元入金＝今年度の元入金＋青色申告特別控除前の利益＋事業主借－事業主貸

④ 収益

売上

売上

事業で売上が発生したときは「売上高」になる

主たる営業活動である商品・製品の販売やサービス（役務）の提供などにより発生した収益・収入は、売上高になります。なお、主たる営業活動以外で発生したものは、雑収入で処理します。実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

3-22

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

営業外収益

受取利息

銀行預金などの利息を受け取った場合の
勘定科目は「受取利息」になる

銀行預金などで利息を受け取った場合の勘定科目は受取利息で処理します。受取利息のうち、預貯金や有価証券の利子等については、それを支払う金融機関で、所得税15%と住民税5%が、天引きされています。そのため、受取利息から源泉徴収分の20%を差し引いた残りの金額が、実際の受取額となります。

受取配当金

株式などの配当金を受け取った場合の
勘定科目は「受取配当金」になる

株式などの有価証券で配当金を受け取った場合の勘定科目は受取配当金で処理します。債券の利子は有価証券利息で処理します。受け取った配当金は、所得税がひかれた後の金額であることに注意が必要です。

有価証券評価益

有価証券の評価替を行ったときの
勘定科目は「有価証券評価益（損）」

保有している有価証券の評価替を期末においておこなった場合は、有価証券評価益（損）を用いて会計処理します。評価額が、簿価を上回った場合は有価証券評価益を使い、下回った場合は、有価証券評価（損）を使います。

有価証券売却益

有価証券の売却を行ったときの
勘定科目は「投資有価証券売却益（損）」

株式などの有価証券を売却したとき利益や損失が出た場合の勘定科目は投資有価証券売却益（損）で処理します。投資目的の有価証券の場合は、投資有価証券売却益（損）で処理します。有価証券売却益（損）は、売却時の時価－取得時の時価で算出します。

3-23

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

雑収入

営業外収益で他の勘定科目に属さないときの
勘定科目は「雑収入」になる

営業外収益で他の勘定科目に属さないとき、独立した勘定科目をとるほどの金額でない場合は雑収入で処理します。会社の場合、法人税申告書の勘定科目内訳明細書の一つに、「雑益、雑損失等の内訳書」があり、そこに雑収入の主な内容を記載する必要があります。そのため、雑収入の仕訳では、補助科目や摘要などを使用して、その内訳を明確にしておく必要があります。

よくある雑収入一覧

- ・保険会社の契約者配当金受取
- ・法人税・都道府県民税などの還付金の払い戻し
- ・還付加算金受取
- ・賃貸収入
- ・報償金受取
- ・保険金受取
- ・損害賠償金受取
- ・作業くず売却収入
- ・スクラップ売却収入
- ・現金過不足 など

⑤ 費用

売上原価

仕入高

販売目的の商品や材料を購入したときは「仕入高」になる

主たる営業活動である商品や材料の購入などにより発生した支出は、仕入高になります。なお、主たる営業活動以外で発生したものは、購入した品目に対する勘定科目で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

3-24 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

期首商品棚卸高

在庫商品を前期から繰り越したときの
勘定科目は「期首商品棚卸高」になる

在庫商品を前期から繰り越したときは期首商品棚卸高で処理します。期首商品棚卸高は、期末商品棚卸高とともに、3分法による記帳を前提とした場合に売上原価の算出のために必要となる決算整理仕訳で用いられる勘定科目です。

期末商品棚卸高

在庫商品を来期へ繰り越すときの
勘定科目は「期末商品棚卸高」になる

在庫商品を来期へ繰り越すときは期末商品棚卸高で処理します。期末商品棚卸高は、期首商品棚卸高とともに、3分法による記帳を前提とした場合に売上原価の算出のために必要となる決算整理仕訳で用いられる勘定科目です。

販売管理費

会議費

会議にかかる費用を支払ったときは「会議費」になる

会議用のお茶・お菓子、会議室の使用料などの支払いは、会議費になります。実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある会議費一覧

- お茶
- お菓子
- お弁当
- 会議室使用料
- 会議室の備品使用料
- 会議の準備にかかる費用 など

外注費

外注業者に支払ったときは「外注費」になる

製造業など、製品の製造業務の一部や全部を外注業者に依頼する場合に使用します。
(経理などの事務処理費用の場合は、支払手数料で処理します。)

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

貸倒損失

当期の売掛金が回収不能になったときの 勘定科目は「貸倒損失」になる

当期の売掛金などの債権が回収不能になったときは貸倒損失で処理します。ただし、債権が回収できないからといって、どのような場合でも貸倒損失に計上できるわけではありません。法人税法上、貸倒損失として計上できるのは、次の場合などに限られています。

- ・会社更生法、民事再生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法の規定により債権の全部または一部の切り捨てをした場合

貸倒損失額＝その切り捨てられることになった金額

- ・法令の規定による整理手続きにはよらないが、債権者集会の協議決定など合理的な基準により債権の全部または一部の切り捨てをした場合

貸倒損失額＝その切り捨てられることになった金額

- ・債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、債務免除額を書面により通知した場合

貸倒損失額＝その通知をした債務免除額

- ・債務者の資産状況、支払能力等からみて、事実上その全額が回収できないことが明らかになった場合

貸倒損失額＝その債務者に対して有する債権の全額

3-26

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

寄付金

寄付をしたときの勘定科目は、寄付金になる

個人の場合は、経費として計上せず、所得控除として申告します。

給料手当

正社員に給与を支払ったときは「給料手当」になる

正社員などに給与を支払ったときの支出は、給料手当になります。残業代や通勤交通費、諸手当なども含みます。ただし、賞与は賞与勘定、正社員以外への給与は雑給、派遣社員などは業務委託費などで処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

業務委託費

パートやアルバイトに給与を支払ったときは「雑給」になる

パートやアルバイトなど臨時的雇用をしている従業員に給与を支払ったときの支出は、雑給になります。残業代や通勤交通費、諸手当なども含みます。ただし、正社員への給与は給料手当、派遣社員などは業務委託費などで処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

ソフトウェア等

業務で使用するソフトウェアを取得したときの
勘定科目は「ソフトウェア」になる

コンピュータプログラムなど業務で使用するソフトウェアを取得した場合の勘定科目はソフトウェアで処理します。開発にかかるシステム仕様書なども含めますが、いわゆるコンテンツは含めません。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

3-27

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

ソフトウェアの勘定科目一覧

- 購入等したソフトウェア → ソフトウェア
- 受注製作のソフトウェア → 請負工事に準じて会計処理
- 販売目的のソフトウェア：研究開発に該当しない部分 → 無形固定資産
研究開発に該当する部分 → 研究開発費
- 機能改良、強化 → ソフトウェア
- 著しい改良 → 研究開発費
- 自社利用目的のソフトウェア
- 研究開発に該当する部分 → 研究開発費
- 上記以外で収益獲得・費用削減が確実 → ソフトウェア
- 上記以外で収益獲得・費用削減が不確実 → 研究開発費

リース料

機械のレンタル料を支払ったときは「リース料」になる

機械のレンタル料の支払いは、リース料になります。（土地や建物は地代家賃、備品やレンタカーは賃借料で処理します。）実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

事務用品費

社内で使用する事務用品を支払ったときは「事務用品費」になる

文房具やコピー用紙などの支払いは、事務用品費になります。
実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある事務用品費一覧

- 筆記用具
- コピー用紙
- カッター
- はさみ
- ファイル
- ノートなど

交際費

接待費を支払ったときは「交際費」になる

接待の飲食代やお中元・お歳暮などの支払いは、交際費になります。
実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

3-28

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

よくある接待交際費一覧

- 接待（飲食代、タクシー代など）
- ゴルフ代
- お中元・お歳暮
- お祝い
- お香典 など

保険料

生命保険や自動車保険を支払ったときは
「保険料、支払保険料、損害保険料」になる

生命保険や自動車保険の支払いは、保険料、支払保険料、損害保険料になります。
契約の仕方（契約者や被保険者、受取人）によっては、給与として扱う場合もあります。
（生命保険など、掛け捨てでない保険は一部を保険積立金として処理します。）
実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある保険料、支払保険料、損害保険料一覧

- 生命保険
- 損害保険（事務所・工場・社宅など）
- 傷害保険
- 自動車保険 など

修繕費

修理費や点検費を支払ったときは「修繕費」になる

修理費用や点検費用の支払いは、修繕費になります。（修理後、価値が上がった場合には、備品や建物などで処理します。）
実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある修繕費一覧

- 修理費
- 点検費
- 整備費
- 保守費用など

3-29

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

地代家賃

事務所家賃を支払ったときは「地代家賃」になる
事務所家賃や月極駐車場などの支払いは、地代家賃になります。
実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある地代家賃一覧

- ・事務所家賃
- ・店舗家賃
- ・社宅家賃
- ・共益費
- ・月極駐車場など

広告宣伝費

広告やパンフレットを支払ったときは「広告宣伝費」になる
広告やパンフレットの支払いは、広告宣伝費になります。(年賀状などでPRする場合も含まれます。)
実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある広告宣伝費一覧

- ・広告・PR費用
- ・販促品
- ・パンフレット
- ・チラシ
- ・ポスター など

役員報酬・賞与

取締役や監査役に給与を支払ったときは「役員報酬」になる
取締役や監査役などに報酬を支払ったときの支出は、役員報酬になります。高額な社宅家賃などの現物給与なども含みます。
実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

3-30

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

採用教育費

求人や研修費用を支払ったときは「採用教育費」になる

求人広告や研修費用の支払いは、採用教育費になります。

実際の会計業務で、使用する頻度は時期によって大きく変動します。

よくある採用教育費一覧

- 求人広告
- 研修費用
- 研修資料 など

支払報酬料

弁護士、司法書士、公認会計士、税理士などの専門家へ支払った報酬は「支払報酬」を使います。

支払手数料

手数料を支払ったときは「支払手数料」になる

振込手数料、引っ越し代、コンサルティング料など外部のサービスなどの支払いは、支払手数料になります。（振込手数料は雑費で処理をする場合もあります。）

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある支払手数料一覧

- 振込手数料
- コンサルティング料
- 仲介手数料
- 会員費
- 引っ越し代 など

3-31 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

新聞図書費

新聞や本代を支払ったときは「新聞図書費」になる

新聞や本、雑誌などの支払いは、新聞図書費になります。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある新聞図書費一覧

- 新聞
- 本
- 雑誌
- 定期購読費用 など

旅費交通費

電車代などを支払ったときは「旅費交通費」になる

電車・バス代など交通費の支払いは、旅費交通費になります。（接待に伴うタクシー代などは、旅費交通費ではなく交際費となります。）実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。一般的には、領収証のもらえないような近距離の電車代やバス代は領収証なしで精算されます。（旅費精算規定など、会社ごとに規定がある場合。）

よくある旅費交通費一覧

- 電車
- バス
- タクシー
- 高速道路通行料
- 航空券代
- 新幹線 など

3-32

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

水道光熱費

電気、水道、ガスなどの料金を支払ったときは「水道光熱費」になる

電気代、水道代、ガス代の支払いは、水道光熱費になります。実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある水道光熱費一覧

- 電気料金
- 水道料金
- ガス料金

法定福利費

会社が負担すべき社会保険料を支払ったときは「法定福利費」になる

厚生年金や健康保険、雇用保険など会社が負担すべき社会保険料を支払ったときの支出は、法定福利費になります。従業員が負担すべき部分は、預り金で処理します。厚生年金や健康保険は会社と従業員で折半、雇用保険は会社が一定額負担となります。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

消耗品費

事務用品や日用雑貨を支払ったときは「消耗品費」になる

事務用品や日用雑貨などの支払いは、消耗品費になります。(購入金額が10万円以上の場合は、工具器具備品などで処理します。)

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある消耗品費一覧

- 事務用品
- 日用品
- プリンターインク
- パソコン用紙
- 名刺代 など

3-33

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

減価償却費

固定資産などを費用化する勘定科目は「減価償却費」になる

建物や車両運搬具などの固定資産を費用化するときは減価償却費で処理します。固定資産（正確には償却資産）の取得価額を耐用年数に応じて費用化する会計処理です。減価償却費とは、その各期間に計上するための勘定科目です。

減価償却費を直接固定資産から控除する方法は直接法と呼ばれ、減価償却費を累積させて表示する方法は間接法と呼ばれます。間接法では、固定資産から減価償却累計額を引いた金額が、固定資産の帳簿価額となります。

研究開発費

業務で使用するソフトウェアを取得したときの勘定科目は「ソフトウェア」になる

コンピュータプログラムなど業務で使用するソフトウェアを取得した場合の勘定科目はソフトウェアで処理します。開発にかかるシステム仕様書なども含めますが、いわゆるコンテンツは含めません。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

ソフトウェアの勘定科目一覧

- 購入等したソフトウェア → ソフトウェア
- 受注製作のソフトウェア → 請負工事に準じて会計処理
- 販売目的のソフトウェア：研究開発に該当しない部分 → 無形固定資産
研究開発に該当する部分 → 研究開発費
- 機能改良、強化 → ソフトウェア
- 著しい改良 → 研究開発費
- 自社利用目的のソフトウェア
- 研究開発に該当する部分 → 研究開発費
- 上記以外で収益獲得・費用削減が確実 → ソフトウェア
- 上記以外で収益獲得・費用削減が不確実 → 研究開発費

3-34 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

福利厚生費

レクリエーションや健康診断費用を支払ったときは「福利厚生費」になる

レクリエーションや健康診断費用、慶弔費の支払いは、福利厚生費になります。
(慶弔費は社内の場合で、社外の場合は交際費で処理します。)
実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある福利厚生費一覧

- レクリエーション
- 忘年会などの飲食代
- 慰労会
- 慶弔金（お祝い・お香典）
- 健康診断費用 など

租税公課

公的な手数料を支払ったら「租税公課」になる

収入印紙などの公的な手数料の支払いは、租税公課になります。
(法人税や住民税を除く)
実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある租税公課一覧

- 収入印紙
- 自動車取得税
- 自動車重量税
- 自動車税
- 固定資産税
- 償却資産税
- 登録免許税
- 不動産取得税
- 住民票発行手数料
- 全部事項証明書
- ビザ取得費 など

3-35

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

荷造運賃

発送料金を支払ったときは

「荷造運賃、荷造運送費、荷造発送費」になる

商品など発送料金や梱包材の支払いは、荷造運賃、荷造運送費、荷造発送費になります。（商品の仕入れ時の発送料金等は「仕入」に含めます。）

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある荷造運賃、荷造運送費、荷造発送費一覧

- ・運送費（宅配便など）
- ・段ボールなどのケース
- ・ガムテープ
- ・ひも
- ・包装材
- ・荷札
- ・梱包を外注した場合の手数料
- ・郵便小包料金
- ・宅配便料金
- ・トラックなどの運賃
- ・引っ越し費用 など

諸会費

会費を支払ったときは「諸会費」になる

会費や年会費などの支払いは、諸会費になります。（飲食代を含む会費は、交際費や会議費で処理します。）

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある諸会費一覧

- ・会の参加費
- ・年会費など

販売促進費

販売促進に使ったお金は、販売促進費の勘定科目を使います。

販売手数料

商品やサービスを販売する際にかかる手数料は、販売手数料の勘定科目を使います。

貸倒損失

当期の売掛金が回収不能になったときの 勘定科目は「貸倒損失」になる

当期の売掛金などの債権が回収不能になったときは貸倒損失で処理します。ただし、債権が回収できないからといって、どのような場合でも貸倒損失に計上できるわけではありません。

法人税法上、貸倒損失として計上できるのは、次の場合などに限られています。

- 会社更生法、民事再生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法の規定により債権の全部または一部の切り捨てをした場合

貸倒損失額＝その切り捨てられることになった金額

- 法令の規定による整理手続きにはよらないが、債権者集会の協議決定など合理的な基準により債権の全部または一部の切り捨てをした場合

貸倒損失額＝その切り捨てられることになった金額

- 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、債務免除額を書面により通知した場合

貸倒損失額＝その通知をした債務免除額

- 債務者の資産状況、支払能力等からみて、事実上その全額が回収できないことが明らかになった場合

貸倒損失額＝その債務者に対して有する債権の全額

貸倒引当金繰入額

受取手形・売掛金などの売上債権や貸付金など債権の回収不能を見積もり計上する場合は、「貸倒引当金繰入額」を使います。

3-37

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

賃借料

レンタル料金を支払ったときは「賃借料」になる

自動車などリース料の支払いは、賃借料になります。

(土地や建物は地代家賃、機械のレンタルはリース料で処理します。)

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

よくある賃借料一覧

- レンタカー
- 会議室使用料
- 備品のレンタル料
- 車両をレンタルした場合 など

賞与

ボーナスを支払ったときは「賞与」になる

夏や冬などにボーナスを支払ったときの支出は、賞与になります。役員に対するボーナスは役員賞与で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

車両費

ガソリン代などを支払ったときは「車両費、車両関係費」になる

車両の使用・維持・管理などの支払いは、車両費、車両関係費になります。車両費がない場合は、旅費交通費などで処理することもあります。(自動車に関連する税金や自動車保険は、それぞれ租税公課、保険料で処理します。)

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある車両費、車両関係費一覧

- ガソリン代、軽油代 (軽油取引税はのぞく)
- 車検費用 (税金は除く)
- 修理代 など

退職給付繰入額

従業員に支払う退職金を積み立てたときの勘定科目は退職給付引当金を使います。

3-38

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

退職金

退職時に慰労金を支払ったときは「退職金」になる

従業員や役員が退職したとき、その過去の勤務に対して一時に支払われる慰労金や企業年金の支出は、退職金になります。退職金の算出方法は、退職金規定などによって計算されます。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

通信費

電話代などを支払ったときは「通信費」になる

固定電話や携帯電話、切手代などの支払いは、通信費になります。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある通信費一覧

- 固定電話
- 携帯電話
- インターネット通信料
- 切手代 など

雑給

パートやアルバイトに給与を支払ったときは「雑給」になる

パートやアルバイトなど臨時的雇用をしている従業員に給与を支払ったときの支出は、雑給になります。残業代や通勤交通費、諸手当なども含みます。

ただし、正社員への給与は給料手当、派遣社員などは業務委託費などで処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

営業外費用

割引料

手形を割り引いたときに銀行などに支払う手数料は、割引料の勘定科目を使います。

売上割引

売掛金が早く入金され、減額した場合は、その分を売上割引を使って処理します。

手形売却損

受取手形を売却したときに、額面と売却価格の差を手形売却損として処理します。

支払利息

借入利息を支払ったときは「支払利息」になる

借入金の利息の支払いは、支払利息になります。(借入の元本部分は短期借入金、長期借入金で処理します。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。)

有価証券売却損

有価証券を売却したとき利益や損失が出た場合の

勘定科目は「投資有価証券売却益(損)」になる

株式などの有価証券を売却したとき利益や損失が出た場合の勘定科目は投資有価証券売却益(損)で処理します。

投資目的の有価証券の場合は、投資有価証券売却益(損)で処理します。

有価証券売却益(損)は、売却時の時価－取得時の時価で算出します。

繰延資産償却

繰延資産を決算時に償却するときの

勘定科目は「繰延資産償却費」

繰延資産を決算時に償却し、費用にするときの勘定科目は、繰延資産償却費になります。繰延資産は、創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費があります。

貸倒損失

当期の売掛金が回収不能になったときの 勘定科目は「貸倒損失」になる

当期の売掛金などの債権が回収不能になったときは貸倒損失で処理します。
ただし、債権が回収できないからといって、どのような場合でも貸倒損失に計上できるわけではありません。法人税法上、貸倒損失として計上できるのは、次の場合などに限られています。

- 会社更生法、民事再生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法の規定により債権の全部または一部の切り捨てをした場合

貸倒損失額＝その切り捨てられることになった金額

- 法令の規定による整理手続きにはよらないが、債権者集会の協議決定など合理的な基準により債権の全部または一部の切り捨てをした場合

貸倒損失額＝その切り捨てられることになった金額

- 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、債務免除額を書面により通知した場合

貸倒損失額＝その通知をした債務免除額

- 債務者の資産状況、支払能力等からみて、事実上その全額が回収できないことが明らかになった場合

貸倒損失額＝その債務者に対して有する債権の全額

3-41 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

雑損失

営業外費用で他の勘定科目に属さないときの
勘定科目は「雑損失」になる

営業外費用で他の勘定科目に属さないとき、独立した勘定科目をとるほどの金額でない場合は雑損失で処理します。会社の場合、法人税申告書の勘定科目内訳明細書の一つに、「雑益、雑損失等の内訳書」があり、そこに雑損失の主な内容を記載する必要があります。そのため、雑損失の仕訳では、補助科目や摘要などを使用して、その内訳を明確にしておく必要があります。

よくある雑損失一覧

- 現金過不足
- 盗難による損失
- 税金の延滞税や加算税、罰金
- 損害賠償金
- 生命保険の中途解約による損失 など

ケース別勘定科目まとめ

実際に記帳をしていて、

「このケースはどの勘定科目を使えばいいんだ？」

「この摘要欄に書いてある取引は、この勘定科目であっているのか？」

といったときに、ご活用下さい。

事例ごとに、勘定科目の解説を見ることができます。

租税公課を使うケース

関税を支払ったとき

輸入品にかかる関税は「租税公課」になる

輸入品にかかる関税は「租税公課」で処理します。関税は輸入品に対して通関時にかかる税金です。関税には、輸入する商品の金額に対して課税されるもの、輸入する数量に対して課税されるもの、両方に対して課税されるものがあります。

固定資産税を支払ったとき

固定資産税を支払ったときは「租税公課」になる

土地や建物、償却資産にかかる固定資産税の支払いは、租税公課になります。

固定資産税は、土地や建物、償却資産のある市町村に納めます。

納付義務があるのは、1月1日時点で所有している人（または法人）となります。

娯楽施設利用税を支払ったとき

娯楽施設利用税（ゴルフ場利用税）を支払ったときは「租税公課」になる

娯楽施設利用税（ごらくしせつりようぜい）は、かつて、娯楽施設の利用に対し課されていた地方税です。1989年の消費税導入を契機に、ゴルフ場以外の施設については税率も低く、また、消費行為の多様化により課税される施設と課税されない施設の間に不均衡もあるとの理由から、課税対象をゴルフ場に限定し、ゴルフ場利用税と改称され現在も存続しています。娯楽施設利用税（ゴルフ利用税）は領収証に記載されているので、見落とさないようにしましょう。

3-43

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

事業税を支払ったとき

事業税を支払ったときは「租税公課」になる

事業税は、都道府県が事業を行うものの所得金額又は収入金額等に対して課税されるものです。

また、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人に対しては、原則として、外形標準課税制度が適用されます。

自動車税を支払ったとき

自動車税を支払ったときは「租税公課」になる

自動車税を支払ったときは、租税公課で処理します。

自動車税は、都道府県が登録された自動車に対し、所有者に課される税金です。

収入印紙を使ったとき

収入印紙や登記印紙を支払ったときは「租税公課」になる

収入印紙や登記印紙の支払いは、租税公課になります。収入印紙とは、印紙税という税金です。

印紙税が課税されるのは、印紙税法で定められた契約書や領収証などの課税文書と呼ばれるものです。印紙税は、課税文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙(印紙)を文書に貼り付け、これに消印をすることで納付したことになります。仮に、課税文書に収入印紙を貼らなかったり、割り印をしなかったとしても、課税文書(契約書等)の効力は変わりません。

住民票代を支払ったとき

住民票を支払ったときは「租税公課」になる

住民票を支払ったときは、租税公課で処理します。住民票とは、各市区町村で作成される氏名や住所などを記録した帳票(住民票)をいいます。単に「住民票」と呼ばれることが多いですが、正確には「住民票の写し」といい、自分の住所などを証明するために市区町村から発行してもらう文書です。

登録免許税を支払ったとき

登録免許税を支払ったときは「租税公課」になる

登録免許税を支払ったときは、租税公課で処理します。登録免許税とは、登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明について課せられる国税です。

よくある登録免許税の項目一覧

- 商業登記
- 不動産登記
- 人の資格の登録又は技能証明
- 特定の業務に関する免許・許可・認可 など

入湯税を支払ったとき

温泉の入湯税を支払ったときは「租税公課」になる

入湯税とは、温泉の入湯客に課される市町村税です。宿泊、日帰りを問わず、温泉を利用すれば課税されます。入湯客1人1日につき、標準で150円程度を温浴施設が市町村に代わって徴収し、自治体に納めるようになっています。多くの場合、入浴料に入湯税が含まれています。入湯税は領収証に記載されているので、見落とさないようにしましょう。この入湯税は、「租税公課」に分類されます。

不動産取得税を支払ったとき

不動産を取得した後、不動産取得税を支払ったときは「租税公課」になる

不動産取得税は、不動産を新築、購入した場合に都道府県から課される税金です。不動産を新築、購入した後、約6か月程度経過すると納付書が届きます。不動産取得税は、勘定科目で「租税公課」に分類できます。

利子税を支払ったとき

申告が延期した場合の利子税を支払ったときは「租税公課」になる

利子税は、延納や納税申告書の提出期限の延期が認められる場合に課税されます。遅延利息とは性質が異なります。延納とは、所得税、法人税、相続税、贈与税について、納税者に納税資金調達などの準備期間を与えて、一定期間その納付を遅らせることです。納税申告書の提出期限の延期は、災害その他やむをえない理由のある場合に認められます。利子税は一般的に、租税公課に分類されます。

水道光熱費を使うケース

ガス料金を支払ったとき

ガス料金を支払ったときは「水道光熱費」になる

ガス料金の支払いは、水道光熱費になります。ガス代等を共益費として一括して支払っている場合などには、地代家賃勘定で処理をする場合もあります。

水道料金を支払ったとき

水道料金を支払ったときは「水道光熱費」になる

事務所や社宅などの水道料金の支払いは、水道光熱費になります。水道代等を共益費として一括して支払っている場合などには、地代家賃勘定で処理をする場合もあります。

電気料金を支払ったとき

電気料金を支払ったときは「水道光熱費」になる

事務所や社宅などの電気料金の支払いは、水道光熱費になります。電気代等を共益費として一括して支払っている場合などには、地代家賃勘定で処理をする場合もあります。

旅費交通費を使うケース

ETC料金を支払ったとき

ETC料金を支払ったときは「旅費交通費」になる

高速道路の通行料、ETC料金の支払いは、旅費交通費になります。

クレジットカード払いのため、経費の精算方法をあらかじめ決めておくことが望ましいです。

- ・運行管理表で部門や担当者を把握する
- ・カードごとに担当者を把握する
- ・業務以外に使用していないかチェックする など

ガソリン代を支払ったとき

ガソリン代などを支払ったときは「車両費、車両関係費」になる

車両の使用・維持・管理などの支払いは、車両費、車両関係費になります。

車両費がない場合は、旅費交通費などで処理することもあります。

(自動車に関連する税金や自動車保険は、それぞれ租税公課、保険料で処理します。) 実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある車両費、車両関係費一覧

- ガソリン代、軽油代 (軽油取引税はのぞく)
- 車検費用 (税金は除く)
- 修理代 など

コインパーキング代を支払ったとき

コインパーキング代などを支払ったときは「旅費交通費」になる

得意先などへの訪問時のコインパーキング代の支払いは、旅費交通費になります。

コインパーキング代は、少額で頻繁に発生するため、精算が面倒になりがちです。よく使うコインパーキングのカードやチケットを渡しておく方法もあります。

タクシー代を支払ったとき

タクシー代を支払ったときは「旅費交通費」になる

タクシー代の支払いは、旅費交通費になります。ただし、接待時のお車代などでタクシー代を支払う場合は「接待交際費」で処理します。

バス代を支払ったとき

バス代を支払ったときは「旅費交通費」になる

路線バスや高速バスの支払いは、旅費交通費になります。近距離の路線バスの場合、少額で、領収証を発行してもらうのは不便です。そのため、旅費精算規定などで、一定の金額や距離、地域までの場合は領収証は不要とすることがあります。

3-47

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

レンタカー代を支払ったとき

レンタカー代を支払ったときは「旅費交通費」になる

レンタカー代の支払いは、旅費交通費になります。車を利用する頻度が低い場合や、社用車が足りない場合、また、出張先で必要な場合など、有効に活用することができます。レンタカーの使用頻度が高くなってきたときには、社用車の購入を検討してみましょう。

高速・有料道路料金を支払ったとき

高速・有料道路料金を支払ったときは「旅費交通費」になる

社用車などで高速や有料道路を利用した場合の通行料の支払いは、旅費交通費になります。高速や有料道路の料金は、少額で、ETCを利用すると領収証が発行されません。精算方法を簡素化する方法として、従業員にETCカードを渡すETCカードごとに毎月の請求書で精算する、不正利用がないかチェックするなど、運用ルールを決めるようにしましょう。

査証代を支払ったとき

査証代（ビザ）を支払ったときは「旅費交通費」になる

海外出張などのためビザを取得するための査証代の支払いは、旅費交通費になります。

宿泊費を支払ったとき

宿泊費を支払ったときは「旅費交通費」になる

出張時のホテル代など宿泊費の支払いは、旅費交通費になります。宿泊費などの精算ルールとして、

実費精算

定額精算

などがあります。いずれの場合も、上限金額や食事代をどうするかなど、ルールをあらかじめ決めておきましょう。

電車代を支払ったとき

電車代を支払ったときは「旅費交通費」になる

業務で電車を利用した場合などの支払いは、旅費交通費になります。電車代は、少額で頻度が高いため、旅費精算規定などであらかじめルールを決めておきましょう。一定の金額や距離までは領収証を不要にするなど、精算を簡素化することも重要です。

飛行機代を支払ったとき

飛行機代を支払ったときは「旅費交通費」になる

出張など飛行機代の支払いは、旅費交通費になります。飛行機代は金額が大きいため、頻繁に利用する場合などは個人で予約するのではなく、会社でまとめて予約するなど、なるべく個人に負担をかけないようなルールを作りましょう。宿泊パックなど、旅行会社などによっては格安に予約できる場合もあります。予約変更ができない、早期に予約をするなどの一定の条件がありますが、利用できるかどうか検討してみましょう。

車両費・車両関係費を使うケース

オイル交換代を支払ったとき

オイル交換代などを支払ったときは「車両費、車両関係費」になる

社用車などのオイル交換代の支払いは、車両費、車両関係費になります。

車両費がない場合は、修繕費などで処理することもあります。

ガソリン代を支払ったとき

ガソリン代などを支払ったときは「車両費、車両関係費」になる

車両の使用・維持・管理などの支払いは、車両費、車両関係費になります。

車両費がない場合は、旅費交通費などで処理することもあります。

(自動車に関連する税金や自動車保険は、それぞれ租税公課、保険料で処理します。)

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

よくある車両費、車両関係費一覧

- ガソリン代、軽油代（軽油取引税はのぞく）
- 車検費用（税金は除く）
- 修理代 など

3-49

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

タイヤ交換代を支払ったとき

タイヤ交換代を支払ったときは「車両費、車両関係費」になる

社用車などタイヤ交換の支払いは、車両費、車両関係費になります。

車両費がない場合は、修繕費で処理します。

通信費を使うケース

free 利用料を支払ったとき

free 利用料を支払ったときは「通信費」になる

free 利用料の支払いは、データのやり取りの意味合いが強いため、通信費になります。ただし、free 利用料以外にも、WEB 上でシステムを利用する手数料などは支払手数料で処理する場合があります。また、少額の場合には、雑費で処理する場合があります。

インターネット関連費を支払ったとき

インターネット関連費を支払ったときは「通信費」になる

インターネット関連費には、プロバイダ入会金や接続料などがあります。

プロバイダーを支払ったとき

プロバイダ料金を支払ったときは「通信費」になる

プロバイダの入会金や接続料を支払った場合には、通信費で処理します。

電話代を支払ったとき

電話代を支払ったときは「通信費」になる

電話代の支払いは、通信費になります。

事務所の電話代の他にも、FAX、携帯電話やテレホンカードなども含まれます。

配送料を支払ったとき

配送料を支払ったときは

「荷造運賃、荷造運送費、荷造発送費」になる

商品や荷物の配送料の支払いは、荷造運賃、荷造運送費、荷造発送費になります。段ボールや小包などは荷造運賃、荷造運送費、荷造発送費で処理し、郵便局で書類などを封筒で送る場合には通信費で処理します。ただし、メール便などは荷造り荷造運賃、荷造運送費、荷造発送費で処理します。商品を発送する場合は、荷造運賃、荷造運送費、荷造発送費で処理しますが、商品を購入する場合の配送料は、購入した商品の取得価額に含めます。

郵便料金を支払ったとき

郵便を使って人に情報を伝える目的で支払った費用は、

「通信費」となります

切手やハガキなど、人に情報を伝えるために使用した郵便料金は「通信費」として計上します。

※切手やハガキは、それ自体がお金と等価とみなされるため、実際に使用する際に「通信費」として計上します。購入した際には「貯蔵品」として計上してください。

※期中に購入したものは「通信費」として計上し、期末に残っている切手・ハガキを「貯蔵品」に振り替えても構いません。

間違いやすい例

- ・ゆうパック等、物を送るために使用した料金：「荷造運賃」
- ・DM等で大量に郵便を送った場合：「広告宣伝費」

広告宣伝費を使うケース

PR費を支払ったとき

テレビCMやラジオCMなど

PRに使ったお金は「広告宣伝費」となります

テレビCMやラジオCM、DMなどに支払ったお金は「広告宣伝費」となります。

3-51 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

インターネット広告費を支払ったとき

インターネット広告に使ったお金は「広告宣伝費」となります

Google Adwords や Yahoo スポンサーサーチ、その他インターネットメディアに掲載する広告に使用したお金の勘定科目は、「広告宣伝費」となります。

ポスター・印刷物を支払ったとき

ポスターや、販促用に作った印刷物に支払ったお金は「広告宣伝費」となります

ポスターや、販促用に作った印刷物（DM等）に支払ったお金は「広告宣伝費」となります。

調査費を支払ったとき

調査費を支払ったときは「広告宣伝費」になる

マーケット調査などの調査費を支払った場合は広告宣伝費で処理します。

調査費とは、商品・製品の販売状況や消費者の使用状況などのマーケティングをするものです。外部に委託するなど、費用が高額になる場合は独立した勘定科目を設けて調査費で処理します。

調査名目で購入した資料なども広告宣伝費で処理します。

販促品を支払ったとき

販促品を支払ったときは「広告宣伝費」になる

ノベルティなど販促品の支払いは、広告宣伝費になります。

販促品の金額が、社会通念上の範囲内であれば広告宣伝費で構いませんが、高額になる場合（高価な家電、テーマパークのチケットなど）には交際費で処理する場合もあります。

交際費を使うケース

お歳暮代を支払ったとき

お歳暮を支払ったときは「交際費」になる

年末、取引先などへ送るお歳暮の支払いは、交際費になります。ただし、カレンダー、手帳、手ぬぐいなどを贈与するために通常要する費用や不特定多数の者に対する宣伝的效果を意図した費用は、交際費等には含まれないものとされ、広告宣伝費で処理します。

お車代を支払ったとき

接待時のお車代を支払ったときは「交際費」になる

接待時などのお車代の支払いは、交際費になります。お車代の場合、領収証などもなく、経理処理に戸惑うこともあります。領収証がもらえないため、社内のフォームに記載して管理するようにしましょう。相手にお車代を贈答するため、慶弔金と似た性質で、不課税となります。

お中元代を支払ったとき

お中元を支払ったときは「交際費」になる

お盆ごろ、取引先などへ送るお中元の支払いは、交際費になります。ただし、カレンダー、手帳、手ぬぐいなどを贈与するために通常要する費用や不特定多数の者に対する宣伝的效果を意図した費用は、交際費等には含まれないものとされ、広告宣伝費で処理します。

お土産代を支払ったとき

お土産を支払ったときは「交際費」になる

取引先などへのお土産の支払いは、交際費になります。
お土産代は「贈答」に該当しますので、交際費となります。
ただし、少額なお土産であれば、お茶菓子代として会議費とすることもあります。

3-53

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

香典を支払ったとき

香典を支払ったときは「交際費」になる

取引先などへの香典の支払いは、交際費になります。

領収証がもらえないため、社内のフォームに記載して管理するようにしましょう。

消費税の課税区分は「不課税」です。

支払先によって勘定科目が変わります。

- ・親族などに対する個人的と思われる支払い → 役員報酬
- ・従業員に対する支払 → 福利厚生費
- ・退職した従業員に対する場合 → 福利厚生費
- ・得意先・取引先などに対する支払 → 交際費

手土産代を支払ったとき

手土産代などを支払ったときは「交際費」になる

取引先などへの手土産の支払いは、交際費になります。ただし、取引先等に訪問する場合の手土産のうち、商談や訪問の際の茶菓子のものなら交際費に該当しないとされています。この場合は、会議費で処理をします。

贈答品代を支払ったとき

贈答品を支払ったときは「交際費」になる

取引先などへの贈答品などの支払いは、交際費になります。

ただし、カレンダーや手帳など、販促として渡す場合には、広告宣伝費で処理します。

会議費を使うケース

お茶代を支払ったとき

お茶代などを支払ったときは「会議費」になる

会議などのためのお茶代は会議費となります。

菓子代を支払ったとき

菓子代を支払ったときは「会議費」になる

会議用などの菓子代を支払った場合は会議費で処理します。

会議準備費を支払ったとき

会議準備費を支払ったときは「会議費」になる

会議室使用料や備品代など会議準備にかかる支払いは、会議費になります。

会議準備費には、会議中の弁当代やお茶代なども含まれます。

会議備品使用料を支払ったとき

会議備品使用料を支払ったときは「会議費」になる

会議で使う備品の使用料を支払った場合、会議費となります。

プロジェクターや机、いすなどを購入した場合は、消耗品費や備品などで処理します。

保険料・支払保険料・損害保険料を使うケース

自動車保険料を支払ったとき

自動車保険料を支払ったときは

「保険料、支払保険料、損害保険料」になる

社用車などの自動車保険料の支払いは、保険料、支払保険料、損害保険料になります。

傷害保険料を支払ったとき

傷害保険料を支払ったときは

「保険料、支払保険料、損害保険料」になる

従業員のケガなどに備える傷害保険料の支払いは、保険料、支払保険料、損害保険料になります。

生命保険料を支払ったとき

生命保険料を支払ったときは「保険料、支払保険料」になる

役員や従業員などの生命保険料の支払いは、保険料、支払保険料になります。

保険契約の内容によっては、給与や保険積立金などで処理する場合があります。

3-55

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

損害保険料を支払ったとき

損害保険料を支払ったときは

「保険料、支払保険料、損害保険料」になる

事務所や工場、社用車などの阻害保険料の支払いは、保険料、支払保険料、損害保険料になります。

修繕費を使うケース

修理費を支払ったとき

修理費を支払ったときは「修繕費」になる

機械や建物、社用車など修理費の支払いは、修繕費になります。ただし、高性能な部品に交換した場合や、新たな部品を取りつけた場合は、修理ではなく改良になりますので、注意が必要です。改良に該当した場合は、20万円未満であれば修繕費として処理して問題ありませんが、20万円以上の場合は資産（機械・工具器具備品・車両運搬具など）として計上します。

点検整備費を支払ったとき

点検整備費を支払ったとき

機械や建物、社用車などの点検整備費の支払いは、修繕費になります。ただし、高性能な部品に交換した場合や、新たな部品を取りつけた場合は、修理ではなく改良になりますので、注意が必要です。改良に該当した場合は、20万円未満であれば修繕費として処理して問題ありませんが、20万円以上の場合は資産（機械・工具器具備品・車両運搬具など）として計上します。

保守料を支払ったとき

保守料を支払ったときは「修繕費」になる

機械などの保守料の支払いは、修繕費になります。

消耗品費を使うケース

インクカートリッジ代を支払ったとき

インクカートリッジなどを支払ったときは「消耗品費」になる

プリンタのインクカートリッジなどの支払いは、消耗品費になります。

金額が大きく重要な場合は事務用品費で処理します。

実際の会計業務で、使用する頻度は高めです。

ゴミ袋代を支払ったとき

ゴミ袋を支払ったときは「消耗品費」になる

事務所や工場などのゴミ袋の支払いは、消耗品費になります。

コンピュータプログラム代を支払ったとき

コンピュータプログラムを支払ったときは「消耗品費」になる

コンピュータプログラムやシステムなどの支払いは、消耗品費になります。

金額が大きく資産計上が必要な場合は、ソフトウェアで処理します。

パソコン代を支払ったとき

パソコンを支払ったときは「消耗品費」になる

パソコンなどの事務機器の支払いは、消耗品費になります。

ただし、金額が大きく資産計上が必要な場合は工具器具備品で処理します。

パソコンソフト代を支払ったとき

パソコンソフトを支払ったときは「消耗品費」になる

パソコンソフトの支払いは、消耗品費になります。

ただし、金額が大きく資産計上が必要な場合は、ソフトウェアで処理します。

梱包資材代を支払ったとき

梱包資材を支払ったときは「消耗品費」になる

梱包資材の支払いは、消耗品費になります。

また、荷造運賃で処理する場合があります。

3-57

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

事務機器代を支払ったとき

事務機器を支払ったときは「消耗品費」になる

プリンターやラミネーター、電話機など事務機器の支払いは、消耗品費になります。
また、事務用品費で処理することもあります。

事務用品代を支払ったとき

事務用品を支払ったときは「消耗品費」になる

デスク周りの事務用品などの支払いは、消耗品費になります。
また、事務用品費で処理することもあります。

自転車代を支払ったとき

自転車を支払ったときは「消耗品費」になる

事務所などで使用する自転車の支払いは、消耗品費になります。
また、自転車の付属品なども同様に消耗品費で処理します。
点検や整備は修繕費で処理します。

電子機器代を支払ったとき

電子機器を支払ったときは「消耗品費」になる

パソコンなど電子機器の支払いは、消耗品費になります。
金額が大きく資産計上が必要な場合は、工具器具備品や機械装置で処理します。

日用雑貨代を支払ったとき

日用雑貨を支払ったときは「消耗品費」になる

ティッシュペーパーなど日用雑貨の支払いは、消耗品費になります。

よくある日用雑貨一覧

- ・ティッシュペーパー
- ・印鑑
- ・お花
- ・電球
- ・湯呑
- ・電球 など

文房具代を支払ったとき

文房具を支払ったときは「消耗品費」になる

ボールペンや鉛筆、ノートなどの支払いは、消耗品費になります。また、事務用品費で処理することもあります。

よくある文房具一覧

- ボールペン、鉛筆
- ノート
- ホッチキス
- はさみ
- ものさし など

名刺代を支払ったとき

名刺代を支払ったときは「消耗品費」になる

従業員や役員などの名刺代の支払いは、消耗品費になります。また、不特定多数に配ったり、デザイン会社に依頼して作ったりした場合は、広告宣伝費で処理する場合があります。

福利厚生費を使うケース

レクリエーション代を支払ったとき

従業員の運動会や忘年会、慰安旅行などレクリエーションの支払いは、「福利厚生費」になる

従業員の運動会や忘年会、慰安旅行などレクリエーションの支払いは、福利厚生費になります。ただし、自己都合による不参加者に費用相当額を支給する場合には参加者・不参加者ともに給与課税となります。会社の必要による不参加者のみ費用相当額を支給する場合には、不参加者のみ給与課税となります。

3-59

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

慰労会代を支払ったとき

慰労会を支払ったときは「福利厚生費」になる

忘年会や歓迎会、送別会など慰労会の支払いは、福利厚生費になります。ただし、自己都合による不参加者に費用相当額を支給する場合には参加者・不参加者ともに給与課税となります。会社の必要による不参加者のみ費用相当額を支給する場合には、不参加者のみ給与課税となります。

飲食代を支払ったとき

飲食代を支払ったときは「福利厚生費」になる

忘年会や歓迎会、送別会など飲食代の支払いは、福利厚生費になります。ただし、自己都合による不参加者に費用相当額を支給する場合には参加者・不参加者ともに給与課税となります。会社の必要による不参加者のみ費用相当額を支給する場合には、不参加者のみ給与課税となります。

慶弔費を支払ったとき

慶弔費を支払ったときは「福利厚生費」になる

従業員や役員などのために支払う、お祝いや不幸などに要する費用のことをいい、祝い金（結婚祝、出産祝）、見舞金、香典等の慶弔金、祝品、花輪の費用などが該当します。「社会通念上相当と認められるもの」以上の金額であれば、従業員が給与課税されます。

支払の相手方が社外の者（取引先の従業員など）であれば交際費で処理します。

地代家賃を使うケース

事務所家賃を支払ったとき

事務所家賃を支払ったときは「地代家賃」になる

事務所家賃や店舗などの家賃、共益費の支払いは、地代家賃になります。

ただし、共益費のうち、電気代等の明細が分かる部分は、水道光熱費で処理します。

駐車場代を支払ったとき

駐車場代を支払ったときは「地代家賃」になる

月極駐車場など駐車場代の支払いは、地代家賃になります。
コインパーキングなどの駐車場代は、旅費交通費で処理します。

店舗家賃を支払ったとき

店舗家賃を支払ったときは「地代家賃」になる

店舗など家賃、共益費の支払いは、地代家賃になります。
ただし、共益費のうち、電気代等の明細が分かる部分は、水道光熱費で処理します。

支払手数料を使うケース

引越代を支払ったとき

引越代を支払ったときは「支払手数料」になる

従業員や事務所など引越代の支払いは、支払手数料になります。
また、荷造運賃などで処理する場合があります。

会員費を支払ったとき

会員費を支払ったときは「支払手数料」になる

会員費など会員費の支払いは、支払手数料になります。また、諸会費で処理することもあります。課税処理ですが、原則として、消費税の対象外となりますが、以下については対価性があるため、課税仕入れとなります。

- ・カード会社への年会費
- ・セミナー、講習会等の会費
- ・同業者団体への会費のうち、会報代等
(会報代の対価が明確に区分されている場合に限る)

手数料を支払ったとき

手数料を支払ったときは「支払手数料」になる

金融機関での振入手数料や専門家への報酬などの支払いは、支払手数料になります。
ただし、金額が少額の振入手数料は雑費で処理する場合があります。

仲介手数料を支払ったとき

仲介手数料を支払ったときは「支払手数料」になる

不動産会社への仲介手数料の支払いは、支払手数料になります。

ただし、不動産購入の場合には、土地や建物の取得価額に含めます。

新聞図書費を使うケース

書籍・雑誌代を支払ったとき

書籍・雑誌を支払ったときは「新聞図書費」になる

書籍・雑誌などの支払いは、新聞図書費になります。

雑誌の年間（定期）購読料も同様です。

新聞購読料を支払ったとき

新聞購読料を支払ったときは「新聞図書費」になる

日刊紙など新聞購読料の支払いは、新聞図書費になります。

業界紙など週刊紙、月刊誌なども同様です。

諸会費を使うケース

カード年会費を支払ったとき

カード年会費を支払ったときは「諸会費」になる

クレジットカードの年会費の支払いは、諸会費になります。

ただし、会費の内訳や内容によっては異なる勘定科目を使う場合があるので注意が必要です。

諸会費で処理しない注意すべき会費

・従業員用のスポーツクラブの会費 → 福利厚生費

・ライオンズクラブやロータリークラブなどの会費 → 交際費 など

リース料を使うケース

リース料を支払ったとき

リースを支払ったときは「リース料」になる

機械や車両などリースの支払いは、リース料になります。

他の賃借物件を区別するための勘定科目ですが、賃借料を使っても問題ありません。

レンタルサーバ代を支払ったとき

レンタルサーバ代を支払ったときは「リース料」になる

通信事業者などのホスティングサービスとしてレンタルサーバ代を支払ったときは、リース料になります。通信にかかる費用として通信費などで処理することもあります。

レンタル料を支払ったとき

レンタル料を支払ったときは「リース料」になる

機械や車両などレンタル料の支払いは、リース料になります。また、賃借料で処理することもあります。

外注費を使うケース

委託料を支払ったとき

委託料を支払ったときは「外注費」になる

会社の業務などをアウトソーシングする場合の委託料の支払いは、外注費になります。本来、自社ですべき業務を委託する場合で、給与計算などの計算事務やホームページ更新作業などのアウトソーシングがあります。

人材派遣を支払ったとき

人材派遣を支払ったときは「外注費」になる

人材派遣の支払いは、外注費になります。給与手当などと区別する理由は、会社が直接雇用しているかどうかです。人材派遣は、人材派遣会社に登録のある人に対して業務を依頼しているため、外注費で処理します。

3-63

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

採用教育費を使うケース

研修費等を支払ったとき

研修費などを支払ったときは「採用教育費」になる

従業員に対する研修費などの支払いは、採用教育費になります。

セミナーや研修会などの参加費に加え、テキストなども対象になります。

給料手当を使うケース

給料を支払ったとき

給料を支払ったときは「給料手当」になる

正社員に対する給料の支払いは、給料手当になります。

残業代や通勤交通費、諸手当も対象になります。

残業手当を支払ったとき

残業手当を支払ったときは「給料手当」になる

正社員に対する残業手当の支払いは、給料手当になります。

パートやアルバイトなど臨時的な雇用の従業員の場合は、雑給で処理します。

法定福利費を使うケース

健康保険料を支払ったとき

健康保険料を支払ったときは「法定福利費」になる

健康保険料など会社が負担すべき社会保険料を支払ったときの支出は、法定福利費になります。従業員が負担すべき部分は、預り金で処理します。

厚生年金や健康保険は会社と従業員で折半、雇用保険は会社が一定額負担となります。

雇用保険料を支払ったとき

雇用保険料を支払ったときは「法定福利費」になる

雇用保険料など会社が負担すべき社会保険料を支払ったときの支出は、法定福利費になります。他の社会保険料と異なり、会社が一定額負担します。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

厚生年金保険料を支払ったとき

厚生年金保険料を支払ったときは「法定福利費」になる

厚生年金保険料など会社が負担すべき社会保険料を支払ったときの支出は、法定福利費になります。従業員が負担すべき部分は、預り金で処理します。厚生年金は会社と従業員で折半となります。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

健康保険料を支払ったとき

健康保険料を支払ったときは「法定福利費」になる

健康保険料など会社が負担すべき社会保険料を支払ったときの支出は、法定福利費になります。従業員が負担すべき部分は、預り金で処理します。健康保険は会社と従業員で折半となります。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

労働保険料を支払ったとき

労働保険料を支払ったときは「法定福利費」になる

労働保険料など会社が負担すべき社会保険料を支払ったときの支出は、法定福利費になります。

他の社会保険料と異なり、会社が全額負担します。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

事業主借を使うケース

立替経費（個人）を支払ったとき

立替経費（個人）を支払ったときは「事業主借」になる

個人事業主の経理において、個人としての私のお金を事業資金として使用した場合には事業主借で処理します。反対に、個人事業主のお金を個人のお金として使用した場合には、事業主貸で処理します。事業主借は個人事業主の場合に使用し、法人では使用しません。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

事業主貸を使うケース

国民年金を支払ったとき

国民年金を支払ったときは「事業主貸」になる

個人事業主の経理において、国民年金を事業資金から使用した場合には事業主貸で処理します。

反対に、個人のお金を個人事業主のお金として使用した場合には、事業主借で処理します。事業主貸は個人事業主の場合に使用し、法人では使用しません。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

生活費を支払ったとき

生活費を支払ったときは「事業主貸」になる

個人事業主の経理において、生活費を事業資金から使用した場合には事業主貸で処理します。反対に、個人のお金を個人事業主のお金として使用した場合には、事業主借で処理します。事業主貸は個人事業主の場合に使用し、法人では使用しません。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

未払金を使うケース

立替経費（個人）を支払ったとき

立替経費（個人）を支払ったときは「未払金」になる

個人としての私の立替経費を事業資金として支払った場合に未払金で処理します。本来の事業に対する支払の場合は、買掛金で処理します。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

仮払金を使うケース

中間事業税を支払ったとき

中間事業税を支払ったときは「仮払金」になる

中間事業税など金額が未確定の場合に、一時的に使用する仮の勘定科目は仮払金で処理します。決算時に金額が確定したら、本来の勘定科目へ振り替えるなど精算処理を行います。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

中間住民税を支払ったとき

中間住民税を支払ったときは「仮払金」になる

中間住民税など金額が未確定の場合に、一時的に使用する仮の勘定科目は仮払金で処理します。決算時に金額が確定したら、本来の勘定科目へ振り替えるなど精算処理を行います。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

中間消費税を支払ったとき

中間消費税を支払ったときは「仮払金」になる

中間消費税など金額が未確定の場合に、一時的に使用する仮の勘定科目は仮払金で処理します。決算時に金額が確定したら、本来の勘定科目へ振り替えるなど精算処理を行います。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

3-67

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

中間法人税を支払ったとき

中間法人税を支払ったときは「仮払金」になる

中間法人税など金額が未確定の場合に、一時的に使用する仮の勘定科目は仮払金で処理します。決算時に金額が確定したら、本来の勘定科目へ振り替えるなど精算処理を行います。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

車両運搬具を使うケース

オートバイを取得したとき

オートバイを支払ったときは「車両運搬具」になる

オートバイなどの自動車を取得した場合の勘定科目は車両運搬具で処理します。取得にかかった諸費用などの金額も含めます。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

トラックを取得したとき

トラックを支払ったときは「車両運搬具」になる

トラックなどの自動車を取得した場合の勘定科目は車両運搬具で処理します。取得にかかった諸費用などの金額も含めます。

実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

自動車を取得したとき

自動車を支払ったときは「車両運搬具」になる

社用車などの自動車を取得した場合の勘定科目は車両運搬具で処理します。取得にかかった諸費用などの金額も含めます。実際の会計業務で、使用する頻度は低めです。

権利金を使うケース

礼金を支払ったとき

礼金を支払ったときは「権利金」になる

賃貸契約の際、将来解約時に返還されない資金（礼金）を支払った場合の勘定科目は権利金で処理します。そして、資産計上した権利金は、賃貸期間、または5年間で償却します。ただし、支出する金額が20万円未満の少額なものについては、その全額を支出時に支払手数料などの勘定科目を使用して損金処理することが認められています。

無形資産を使うケース

敷金を支払ったとき

敷金を支払ったときは「無形資産」になる

賃貸契約の際、将来解約時に返還される資金（敷金）を支払った場合の勘定科目は無形資産で処理します。

受取利息を使うケース

預金利息を受け取ったとき

銀行などの預金口座から利息を受け取ったときは「預金利息」になる

銀行預金など利息を受け取った場合の勘定科目は受取利息で処理します。受取利息のうち、預貯金や有価証券の利子等については、金融機関で所得税15%と住民税5%が、天引きされています。そのため、受取利息から源泉徴収分の20%を差し引いた残りの金額が、実際の受取額となります。

開業費を使うケース

開業準備費用を支払ったとき

会社の設立後、営業開始までに支払った開業準備費用は「開業費」になる

会社の設立後、営業開始までに支払った開業準備費用は開業費で処理します。ただし、備品や敷金などの資産はそれぞれの勘定科目で処理します。

貯蔵品を使うケース

商品券を支払ったとき

未使用の商品券などの勘定科目は「貯蔵品」になる

決算時に、未使用の商品券などがあるときは貯蔵品で処理します。

少額の場合は、経費の勘定科目で処理しても構わないとされています。

商品券をお客様に渡した場合には、接待交際費で処理します。

前払費用を使うケース

PASMO や Suica などの電子マネーをチャージしたとき

PASMO などの勘定科目は「前払費用」になる

PASMO などの電子マネーをチャージしたときは前払費用で処理します。少額の場合は、経費の勘定科目で処理しても構わないとされています。また、電子マネーで支払った場合には、該当する勘定科目に振り替えます。

3-70

勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

電子マネーをチャージしたとき

電子マネーをチャージしたときの勘定科目は「前払費用」になる

電子マネーをチャージしたときは前払費用で処理します。少額の場合は、経費の勘定科目で処理しても構わないとされています。また、電子マネーで支払った場合には、該当する勘定科目に振り替えます。

法人税、住民税及び事業税を使うケース

決算時に、納付すべき市民税が確定した場合

決算時に、納付すべき市民税が確定した場合の

勘定科目は「法人税、住民税及び事業税」になる

決算時に、納付すべき市民税が確定した場合は法人税、住民税及び事業税で処理します。また、法人税、住民税、事業税なども法人税、住民税及び事業税で処理します。

決算時に、納付すべき住民税が確定した場合

決算時に、納付すべき住民税が確定した場合の

勘定科目は「法人税、住民税及び事業税」になる

決算時に、納付すべき住民税が確定した場合は法人税、住民税及び事業税で処理します。また、法人税、事業税なども法人税、住民税及び事業税で処理します。

決算時に、納付すべき都道府県民税が確定した場合

決算時に、納付すべき都道府県民税が確定した場合の

勘定科目は「法人税、住民税及び事業税」になる

決算時に、納付すべき都道府県民税が確定した場合は法人税、住民税及び事業税で処理します。また、法人税、住民税、事業税なども法人税、住民税及び事業税で処理します。

3-71 勘定科目に関する疑問を全て解決！勘定科目大辞典

決算時に、納付すべき法人税が確定したとき
決算時に、納付すべき法人税が確定した場合の
勘定科目は「法人税、住民税及び事業税」になる
決算時に、納付すべき法人税が確定した場合は法人税、住民税及び事業税で処理し
ます。また、住民税、事業税なども法人税、住民税及び事業税で処理します。

スモールビジネスに携わるすべての人が、
創造的な活動にフォーカスできるよう



※当ガイドは信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。ご了承ください。



クラウド会計ソフト free



法人なら月額1,980円で、日々の経理から決算書の作成まで行えます。

また、請求書の発行や売掛金の管理も行えるので、バックオフィス業務全体を楽にして、本業に集中する環境を作ることができます。



[こちらから今すぐ無料お試しいただけます。](#)

クラウド給与計算ソフト free



税金の計算が待っています。
会社を設立したら、社会保険料や税金の計算が待っています。クラウド型の給与計算ソフト free なら、毎月の給与明細の発行はもちろん、年末調整や勤怠管理にも対応。

[こちらから今すぐ無料お試しいただけます。](#)